

安城市建設工事総合評価競争入札（施工体制確認型）試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、安城市契約規則（昭和41年安城市規則第10号。以下「規則」という。）の規定に基づき安城市が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する価格及び価格以外の要素を総合的に評価して最も有利な者を落札者として決定する方法による競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）を施工体制確認型（落札者の決定の評価に当たり、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認する方式をいう。以下同じ。）で試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（検討委員会）

第2条 総合評価競争入札（施工体制確認型）の試行に必要な事項等は、安城市総合評価競争入札検討委員会（以下「検討委員会」という。）において審議する。

2 検討委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

（対象工事）

第3条 総合評価競争入札（施工体制確認型）の対象とする工事は、条件付き一般競争入札に該当する工事のうち、企業の技術力等と入札価格を一体として評価することが適当と認められるものとする。

（入札についての公告事項）

第4条 市長は、総合評価競争入札（施工体制確認型）を実施しようとするときは、規則第8条に規定する公告事項のほか、次の事項についても公告するものとする。

（1）総合評価競争入札（施工体制確認型）を行う旨

（2）落札者決定基準

（落札者決定基準）

第5条 市長は、落札者決定基準を安城市入札審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮った上で決定する。

2 落札者決定基準には、評価項目、評価の方法、落札者決定の方法その他必要な事項を定めるものとする。

3 落札者決定基準は、審査委員会に諮る前に検討委員会において審査等を行うものとする。

（学識経験者への意見聴取）

第6条 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、2人以上の学識経験者の意見を聴くものとする。

2 市長は、前項の規定による意見の聴取において、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて併せて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴くものとする。

(評価項目等)

第7条 第5条第2項の評価項目は、次に掲げる事項とする。

(1) 企業の技術力に関する事項

(2) 地域精通度、地域貢献度等に関する事項

(3) 施工体制に関する事項

2 各評価項目の得点配分は、その必要度及び重要度に応じて別に定めるものとする。

(評価値の算定)

第8条 市長は、入札参加資格を満たしている場合に得られる点(以下「標準点」という。)及び評価項目について提出された資料を審査の上算出した点(以下「加算点」という。)を使用し、次の算式により評価値を算定するものとする。ただし、入札参加者の入札価格が安城市建設工事低入札価格調査試行要領第2条第3号に規定する低入札調査基準価格を下回る場合は、評価値の算出式において入札価格を低入札調査基準価格に置き換えて評価値を算定する。

評価点 = 標準点 + 加算点

評価値 = 評価点 / 入札価格 (入札価格が低入札調査基準価格を下回る場合、
低入札調査基準価格)

(落札者の決定)

第9条 市長は、入札参加資格を全て満たしている者のうち最も評価値の高い者を落札者として決定する。

2 最も評価値の高い者が2者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(準用)

第10条 この要領に規定のない事項は、条件付き一般競争入札実施要綱(平成16年4月1日施行)の規定を準用する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年3月23日から施行する。
- 2 この要領の規定は、施行日以後に入札公告する建設工事から適用し、同日前に入札公告する建設工事については、なお従前の例による。